

京都市告示第 345 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）市場を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 14 日

京都市長 門川 大作

1 市場の名称

2 号京都市中央卸売市場第一市場

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

下京区中堂寺南町、中堂寺坊城町、朱雀分木町、朱雀宝蔵町、朱雀堂ノ口町及び朱雀正会町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）